

二有之

記

二事業主側

會社側ニテハ依然推移ニ任セ爭議團側ノ圧力ヲ候ツテ如キ態度ナルヲ以テ當廳調停課ニ於テモ既報ノ如ク数次會社側代表ヲ招致シ解決方法ニ付モ再考シテ結果

本月七日重役會議ヲ第ニ協議 業ニ發表セル解雇手當ノ外

(イ) 勤続年限 二年未満ノ者ニ対シ 十円

(ロ) 同上 二年以上三年迄 二十円

(ハ) 同上 三年以上六年迄 三十円

(ニ) 同上 六年以上九年迄 四十円

(ホ) 同上 九年以上 五十円

(ヘ) 臨時職工ニ対シテハ 十円

(ロ) 其ノ他特別手當トシテ全員ニ対シ十円

右合計金 壹万五千五百七十円也

前報ノ如ク決定(業ニハ)爭議手當三千円家族手當五千円ノ更改セルモノ)シ云谷川専務ハ今日當廳調停課ニ出頭シ調停方

懇願スルハアリタリ

二爭議團側

爭議団本部ニテハ漸次統制奮レツテアリ業ニ辭任セル爭議團長ノ後任トシテ砂賀七松(選定セリ)

斯クシテ爭議團ノ新陣容ヲ辨シセントスルモ又硬軟ニ分レ軟派ノ頭目ハ前團長タル斎藤常三郎等ニシテ其ノ並張ハ

テ爭議ハ既ニ百日ヲ経過スルモ何等具體的解決法ナク指鼻者ハ只後ヲニ斗争ニ専念シ團員家族ノ困窮ヲ度外視スルカ如ク

傾向アリ且ツ之カ解決ニハ漸ク對廳調停課ニ依頼スルノミニテ莫衷ノ解決案ヲ全員ニ協議セルトナシ翰部数为外部

ノ和断ニ任ス時ハ敵死スルノ外ナシト云フニアリ